

自動車リサイクル法

平成14年7月12日制定された「自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）」が段階的に施行され、本年1月1日完全施行されました。

そこで、三重県の資源循環専門員である藤野戸紘紀氏に解りやすく教えてもらいました。



自動車リサイクル法ってどんな法律が教えてください。



ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル社会を作るために、クルマのリサイクルについてクルマの所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。自動車メーカーが、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストを引き取り、リサイクル料金は、私たちクルマの所有者が支払います。



どうして自動車リサイクル法が必要なのですか？



現在年間約400万台のクルマが廃車されています。このうち総重量の80%がリサイクルされていますが、残りの20%は主に埋立処分されています。ところが、この最終処分場がもう残り少なく、シュレッダーダストの埋立処分量を減らす必要に迫られています。



自動車リサイクル法で社会は変われると思いますか？



クルマのリサイクル技術が向上し、さまざまな分野への波及効果を期待できると思います。そして、不法投棄や不適正処理がなくなって、中古部品を再利用、廃車となるクルマを減らすことは、地球の資源や省エネルギーなど地球環境問題の解決の一助となります。



京都議定書 が本年2月16日発効



地球温暖化を抑えるため、私たち日本の国の温室効果ガス（二酸化炭素）の削減義務は6%です。しかし、実際は1990年に比べて8%（2003年値）増えていて、2008年～2012年の間で約14%減らさなければなりません。

私たちが結果を出す行動へ

私たちの一日は、顔や歯を磨く、トイレに行く、食事をつくる、車に乗る、テレビや冷暖房の使用などなど、毎日「電気」「ガス」「灯油」「ガソリン」など、大量の「エネルギー」を使って生活しています。

「エネルギー」の元となるのは、石油、石炭、天然ガスなどの「化石燃料」です。化石燃料は、燃えると必ず「二酸化炭素」を出し、「地球温暖化」の原因となり環境破壊につながります。

では、二酸化炭素を出さない、エネルギーを使わないで生活することは出来ないのでしょうか？

太陽光、風力を利用する「自然エネルギー」や、その他の「新エネルギー」なども二酸化炭素を出しません。価格面など、まだまだ一般の家庭に普及してないため、当面は化石燃料に頼らなくてはなりません。

私たち一人ひとは、地球温暖化を抑えるため「衣」「食」「住」の日常生活の中で「省エネルギー」に配慮した行動が「京都議定書」の結果を出す原点です。

みんなで取組む **環境行動** 一ロメモ

- ごみを出さない生活に取組もう（3Rリデュース・リユース・リサイクルの徹底）
- 省エネに心がけ、こまめにチェックしながら「電気」「ガス」「水」を使用しよう
- 電気機器類の買い替え時には、省エネ型を購入すれば結果は、地球にも家計にも良い
- 太陽光発電・太陽光熱利用・風力発電など新エネルギー導入を含め、関心を持とう！
- クリーンエネルギー自動車の活用や省エネ運転に心掛けましょう（近くは、自転車や歩くことだね～）

